

保険・年金 フォーカス

地震保険の改定

保険料値上げが続く？

保険研究部 主任研究員 安井 義浩

(03)3512-1833 yyasui@nli-research.co.jp

1月17日・阪神淡路大震災、3月11日・東日本大震災、そしてまもなく4月14日・熊本地震、となにかと地震を思い出す季節である。被害からの復旧も道半ばのところもあるから、忘れようにも忘れられない方々も多い一方で、それらの地域から離れていると、危機感が薄れていくのもまた仕方ない面がある。それでもテレビ等では、ニュース・特集番組があったりするので、それらを通じてでも、なかば定期的にこうした災害を思い出せば、改めて災害への備えを点検する機会とすることもできるだろう。

というわけで、それに関連して、「地震保険」について、現状を簡単に確認しておこう。

1——地震保険とは

地震保険というのは、民間損害保険会社が負う保険責任の一部を、政府が再保険として引受けるものであるが、保険金総額が巨大になると、一部とは言っても大部分を政府が負担することになるので、国としての制度と考えていいだろう。実際に加入するときは、民間の各損害保険会社の火災保険に加入する時にセットで加入するものなので、加入者はそれぞれの損害保険会社の商品だと勘違いしているかもしれないが、どこの会社で加入しても同じものである。

なお、地震保険は、政府と「民間損害保険会社」が共同で運営している制度であり、これには共済や少額短期保険会社は含まれない。共済や少額短期保険会社でも、地震に対する保障を取り扱っているところがあるが、これらは、これら団体が独自に扱っているものであり、国の地震保険とは別個のものである¹。

地震保険の概要²は、

- ・居住用建物とそれに収容されている家財を対象とし、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊等による損害を補償する。

¹ ところで、共済事業も法律（「地震保険に関する法律」）上は、国のこの地震保険制度に参加できるようなのだが、どの共済がこの制度で、どの共済が独自の仕組みなのか、きわめて確認しにくい。こうした疑問点などにつき、追って報告することもあるだろう。

² 例えば、日本地震再保険会社「地震保険のしくみ」 <http://www.nihonjishin.co.jp/insurance/>

- ・個々の損害保険会社の火災保険とセットで契約する（地震保険単独では契約できない）。
- ・その火災保険の契約金額の30～50%の範囲で地震保険金額（ただし上限があり、建物は5000万円、家財は1000万円）を設定する。
- ・実際に支払われる保険金は、地震保険金額の一定割合で、損害の程度（損害区分という。これについては後述）により異なり（5%～100%）、それも時価の一定割合という上限がある。
- ・制度全体として一回の地震に対する支払総額に限度があり（2017年1月現在 11.3兆円；関東大震災クラスの地震にも支払に支障がない水準とされる）、それを超えた場合は保険金削減がある。といったところである。

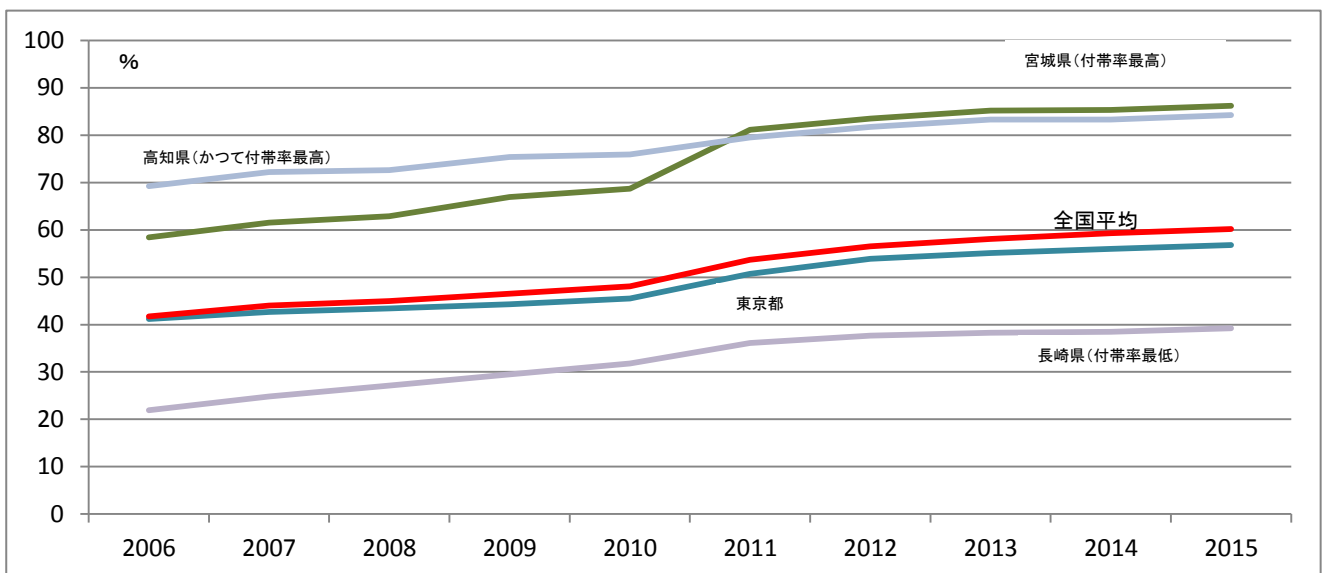
加入者の立場からみると、非常に重要なことなので、かなり世の中に浸透していると思うが、「通常の火災保険では、地震等を原因とする火災に対して保険金は支払われない」

という事実がある。しかしながら、誰もが理解して火災保険に加入しているのかというと、ここはよくわからない。現在は、火災保険加入時に地震保険を希望しない場合は、こうした説明とともに「地震保険ご確認」欄に押印が必要とされ、念を押す仕組みにはなっているのだが。

それでも「火災保険への地震保険の付帯率」というものを見てみると、下図のようになっている。徐々に付帯率が増加しているところに、東日本大震災で改めて意識が高まったという状況である。また、下図では全ての都道府県を示すことはしていないが、以前より大地震が予想される太平洋側の各県が、やはり付帯率は高い傾向にある。

付帯率とは少し違うが、「世帯加入率」をみても、2015年には全国平均は29.5%となっており、グラフは省略するが、近年加入率は上昇していることなど、同様の傾向になっている。

【地震保険 都道府県別（一部抜粋） 付帯率の推移】



(損害保険料率算定機構HPのデータより、グラフは筆者作成)

2—常に見直されている地震保険の内容


ところで、地震保険は、1966年に創設されて以来、保険金総支払限度額などの内容や保険料率などが、常に見直されている。歴史的な経緯は別の機会に改めて報告したいが、今回は、最も近い2017年1月からの改定につき述べることにする。³

まず、先にもでてきた通り、損害区分というものが設定されているが、その変更である。

これは地震保険の対象である建物や家財の損害度合いで、従来、「全損、半損、一部損」の3区分だったものを、半損を大半損、小半損に細分化し、4区分とすることで、より実際の損害に応じた保険金としたもので具体的には以下の通りである。

【損害区分の変更 2017.1～】

損害の程度	保険金	
		上限
全損	地震保険金の100%	時価
半損	地震保険金の 50%	時価の50%
一部損	地震保険金の 5%	時価の 5%



損害の程度	保険金	
		上限
全損	(同左)	
大半損	地震保険金の 60%	時価の60%
小半損	地震保険金の 30%	時価の30%
一部損	(同左)	

そして次に保険料率の改定、簡単にいえば全般的には値上げである。

地震保険の保険料は、建物の構造、所在地、そして耐震性能による割引の3要素によって決められる。基準となる料率は損害保険料率算出機構が算出し、金融庁に届け出て、審査を受ける。それは各損害保険会社に提供され、自社の保険料として使用できる。それを参考に各社が自由に保険料を設定できる、というのが制度の建てつけのようだが、これまで制度創設以来全ての会社が基準料率を採用しているとのことである。

特に、この「所在地」ということで、都道府県別の危険度が計算され、3段階の等区分が設けられる。(下図あるいは地図参照) 危険度の低いほうから1等地～3等地に分けられている。

今回は、2015年9月に上記のように基準料率変更の届出がなされ、2017年1月1日以降の契約または中途セット、自動継続となる契約から保険料が改訂される。

届出の内容を見ると、まず実態としては「19.0%の値上げが必要な状況である」とされている。

震源モデルの更新が大きく引き上げに影響したとのことである。その他に地盤データの更新、耐震性能の的確な反映、そして上で述べた損害区分の細分化は引き下げ方向に効いているとのことである。

しかしこの前回の改定(2013年3月届出、2014年7月実施)でも全国平均で+15.5%の値上げを行っており、それから間がないことから、今回の値上げは3段階に分けて行なうこととし、第一段階として平均5.1%の値上げを行なうという状況である。

第2、第3の改定は、今後の基礎データの更新などを踏まえて行なう予定になっている。

³ 地震保険料率の届出について(損害保険料率算出機構ニュースリリース 2015.9.30)
http://www.giroj.or.jp/news/2015/150930_2.pdf

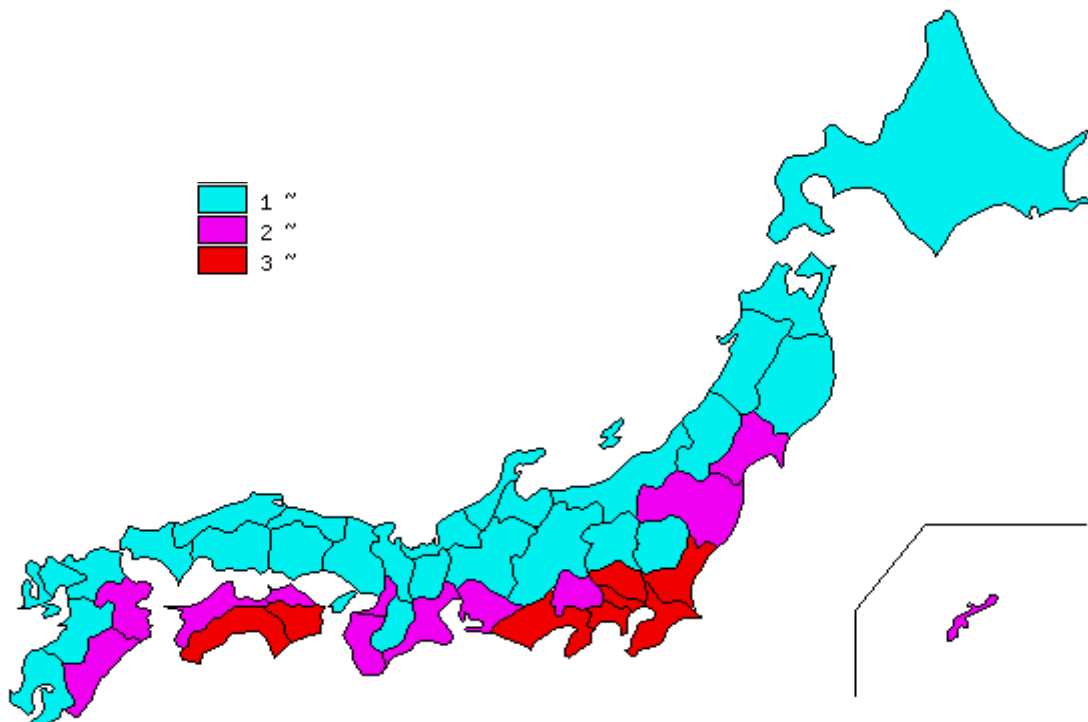
さて、そうしたことを受け、改訂された保険料は次の通りである。等区分も一部変更され、値上げされた都道府県もあれば、値下げになったところもある。

【年間保険料の例】（保険期間1年、保険金1000万円あたり、割引適用なし）

(円)

都道府県	等区分		耐火構造			非耐火構造		
	旧	新	改訂前	改訂後	差額	改訂前	改訂後	差額
岩手、秋田、山形、栃木、群馬、富山、石川、福井、長野、滋賀、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	1		6,500	6,800	300	10,600	11,400	800
北海道、青森、新潟、岐阜、京都、兵庫、奈良	2	1	8,400	8,100	▲ 300	16,500	15,300	▲ 1,200
福島	2		6,500	7,400	900	13,000	14,900	1,900
宮城、山梨、香川、大分、宮崎、沖縄	2		8,400	9,500	1,100	16,500	18,400	1,900
愛知、三重、和歌山	3	2	20,200	17,100	▲ 3,100	32,600	28,900	▲ 3,700
愛媛	3	2	11,800	12,000	200	24,400	23,800	▲ 600
大阪	3	2	13,600	13,200	▲ 400	24,400	23,800	▲ 600
茨城	3		11,800	13,500	1,700	24,400	27,900	3,500
埼玉	3		13,600	15,600	2,000	24,400	27,900	3,500
徳島、高知	3		11,800	13,500	1,700	27,900	31,900	4,000
千葉、東京、神奈川、静岡	3		20,200	22,500	2,300	32,600	36,300	3,700

【危険度計算の結果に基づく等区分】



(地震保険料率の届出について (損害保険料算出機構ニュースリリース 2015.9.30) の記載から、筆者が表・地図を作成)

3—おわりに

さて、本稿では地震保険の直近の改定のみをとりあげたのだが、地震保険創設の歴史、仕組の詳細、これまで実際にどの地震災害にどれだけの役にたってきたかなど、興味深い点は多くある。もちろんこうしたことは、損害保険協会や損害保険料率算出機構、あるいは各損害保険会社が国民の周知徹底、理解にむけて、既に様々な情報を提供してきているものであり、このレポートもそれらを参考にさせて頂いた。

それにしても、保険料も値上がりしてこれで十分な財源があるのか、ということも心配だし、被害想定などもあるとはいえ、自然現象であるからこれで確実に充分だとかいえるはずがない。そのあたりのことはどうなっているのだろうか。さらには地震等の自然災害への救済制度全般としては、金銭面だけでなく、救助、住宅、食料、医療関係など幅広い分野に対応しているものであり、保険者サイドとしても、あるいは災害に備える個人としても、全体がどうなっているのかという興味はあろう。こうしたことはまた別の機会に報告させて頂きたいと考えている。